

別紙 2 相談援助業務に従事する者の範囲 2 (平成 30 年度試験より廃止)

1 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者			
区分	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
2101	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設	児童指導員及び 児童発達支援管理責任者	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 49 条第 1 項
	主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	児童指導員及び 児童発達支援管理責任者	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 58 条第 3 項及び第 6 項
2102	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325001 号) 第 1
		ケース・ワーカー	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325001 号) 第 1
2103	障害者支援施設	生活支援員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設置及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 177 号) 第 11 条第 1 項第 2 号イ(2)、第 3 号イ(1)及びロ、第 4 号イ(1)及びハ、第 5 号イ(1)及びロ(1)並びに第 6 号イ(1)
		サービス管理責任者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設置及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 177 号) 第 11 条第 1 項第 2 号イ(3)、第 3 号イ(2)、第 4 号イ(2)、第 5 号イ(3)及びロ(2)並びに第 6 号イ(2)
2104	福祉ホーム	管理人	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 176 号) 第 10 条
2105	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成 15 年厚生労働省令第 21 号) 第 19 条
2106	救護施設及び更生施設	生活指導員	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年厚生省令第 18 号) 第 11 条第 1 項第 3 号及び第 19 条第 1 項第 3 号
2107	福祉に関する事務所	査察指導員	「社会福祉法」(昭和 26 年法律第 45 号) 第 15 条第 1 項第 1 号
		身体障害者福祉司	「身体障害者福祉法」(昭和 24 年法律第 283 号) 第 11 条の 2 第 1 項及び第 2 項
		知的障害者福祉司	「知的障害者福祉法」(昭和 35 年法律第 37 号) 第 13 条第 1 項及び第 2 項
		社会福祉主事 (老人福祉指導主事)	「老人福祉法」(昭和 38 年法律第 133 号) 第 6 条及び第 7 条
		現業を行う所員 (現業員)	「社会福祉法」第 15 条第 1 項第 2 号
2108	知的障害者更生相談所	ケース・ワーカー	「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年 3 月 25 日付け障発第 0325002 号) 第 1

区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
2109	養護老人ホーム (特定施設を除く)	主任生活相談員及び 生活相談員	「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」 (昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号、 第2項第1号)
	軽費老人ホーム(ケアハウス) (特定施設を除く)	生活相談員	「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」 (平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第 2号
	軽費老人ホーム(A型)	主任生活相談員及び 生活相談員	「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」 (平成20年厚生労働省令第107号)附則第6条第1 項第2号
	軽費老人ホーム(B型)	入所者の生活、身上に關する 相談及び助言並びに日 常生活の世話をを行う職員	「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」 (平成20年厚生労働省令第107号)附則第14条第1 項第3号
	老人福祉センター(特A型)	相談・指導を行う職員	「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営 について」(昭和52年8月1日付け社老第48号) 別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2
	老人福祉センター(A型)	相談・指導を行う職員	「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営 について」(昭和52年8月1日付け社老第48号) 別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第3
	老人介護支援センター	相談援助業務を行って いる職員	
2110	老人短期入所施設	生活相談員	・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第121条 第1項第2号 ・「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運 営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚 生労働省令第35号)第129条第1項第2号
	老人デイサービスセンター	生活相談員	・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に 関する基準」(平成11年厚生省第37号)第93条第1 項第1号 ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号) 第42条第1項第1号 ・旧「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18 年厚生労働省令第35号)第97条第1項第1号 ・「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設 備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準」(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項 第1号
2111	生活保護法に規定する授産施設 及び宿所提供施設	指導員	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の 支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働 省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)
2112	有料老人ホーム (特定施設を除く)	相談援助業務を行って いる生活相談員	「老人福祉法」第29条

区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
2113	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）
2114	隣保館	相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙（隣保館設置運営要綱）
		広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け社援第0829001号）別紙（広域隣保活動事業実施要領）
2115	市区町村社会福祉協議会	相談援助業務を行っている職員 （福祉活動専門員）	「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知）
2116	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	ケアマネジメント・アドバイザー	「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」（平成14年法律第167号）第11条第1項第1号
2117	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）
2118	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている主任指導員	「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号
2119	「重症心身障害児（者）通園事業」を行っていた施設	児童指導員	「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）
2120	主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所	児童指導員	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第63条7項 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第5条第3項第3号
2121	点字図書館	身体障害者に関する相談に応ずる職員	「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」（平成15年厚生労働省令第21号）第38条
	聴覚障害者情報提供施設	身体障害者に関する相談に応ずる職員	「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」（平成15年厚生労働省令第21号）第40条
2122	障害福祉サービス事業を行っている施設 ・生活介護 ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 を行うものに限る。	生活支援員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）
		サービス管理責任者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号並びに第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）

区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
2123	地域活動支援センター	指導員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」 (平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号
2124	「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等	相談援助業務を行っている職員	「地域生活支援事業の実施について」 (平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11
	「障害者相談支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	「地域生活支援事業の実施について」 (平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1（地域生活支援事業実施要綱） 別添1「障害者相談支援事業」
	「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	「地域生活支援事業の実施について」 (平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1（地域生活支援事業実施要綱） 別添3「障害児等療育支援事業」
2125	指定地域相談支援事業	指定地域移行支援従事者 指定地域定着支援従業者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)第3条
2126	「共同生活援助」を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第15項
2127	「老人デイサービス事業」及び「老人短期入所事業」を行っている施設	生活相談員	「老人福祉法」第5条の2第3項及び第4項
2128	生活支援ハウス	生活援助員	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」 (平成12年9月27日付け老発第655号) 別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）
2129	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等	生活援助員	「地域支援事業の実施について」 (平成18年6月9日付け老発第0609001号) 「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」
2130	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	「地域福祉センターの設置運営について」 (平成6年6月23日付け社援地第74号) 別紙（地域福祉センター設置運営要綱）
2131	精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設	精神保健福祉相談員	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(昭和25年法律第123号)第48条
2132	介護実習・普及センター	相談援助業務を行っている職員	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」 (平成4年4月22日付け老企第137号) 別紙（介護実習・普及センター運営要綱）
2133	厚生労働大臣の指定を受けた医療機関（国立療養所）	児童指導員	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 第58条第3項及び第6項

区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
2134	ホームレス総合相談推進事業	相談援助業務を行っている相談員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）
2135	ホームレス自立支援センター	相談援助業務を行っている生活相談指導員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）
2136	安心生活基盤構築事業	専門員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添13（安心生活基盤構築事業実施要領）
2137	ひきこもり地域支援センター	相談援助業務に従事している者	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添15（ひきこもり対策推進事業実施要領）
2138	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事している者	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添16（地域生活定着促進事業実施要領）
2139	地域包括支援センター （介護予防支援事業及び包括的支援事業）	相談援助業務に従事している者	「介護保険法」第115条の46第1項
2140	医療保護入院	退院後生活環境相談員	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第33条の4

2 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
2201	町村 （福祉事務所設置町村を除く）	老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者	
2202	保健所	公共医療事業に従事する者	

<p>3 次に掲げる相談援助業務に従事する者（次の①～④いずれかの要件を受験申込時までに満たす必要があります。）</p> <p>① 社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>② 介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者</p> <p>③ P7の（下表）の第1号に掲げる法定資格を取得した者</p> <p>④ 区分1109を除く別紙1、別紙2の1または2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。</p>	
2301	<p>医療機関において医療社会事業に従事する者</p> <p>（患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者）</p> <p>※医療事務の従事者が料金の受領時等に窓口で患者やその家族等に料金等の説明に当たっているだけでは、「相談、指導を担当する。」とは言えないので注意すること。</p>
2302	<p>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において相談援助業務・連絡調整業務に従事している者</p>
2303	<p>2302のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行っている事業者（社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等）であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者</p>

<p>4 その他の業務</p>	
2401	<p>老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び介護老人保健施設の施設長及び管理者（社会福祉主事任用資格を有する者または社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、次の①～④の要件のいずれかを受験申込時までに満たした場合。）</p> <p>① 社会福祉主事任用資格を取得したこと。</p> <p>② 介護職員初任者研修課程または実務者研修に相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了したこと。</p> <p>③ P7の（下表）の第1号に掲げる法定資格を取得したこと。</p> <p>④ 区分1109を除く別紙1、別紙2の1または2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。</p>
2402	<p>都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者（社会福祉主事任用資格を有する者又は介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）」による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。）</p> <p>（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」（平成21年厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが、別紙2の2401の①～④の要件のいずれかを試験日前日までに満たした場合。）</p>